

○民生部保健環境課関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生部保健環境課で所管する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、飛島村補助金交付規則（平成18年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事務又は事業の内容、補助率及び補助金の交付の方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付の申請、申請の内容の変更等、状況報告及び実績報告に使用する様式は、規則に定めるもののほか、別表第2に掲げる提出書類とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助金の名称	目的	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率	補助金の交付の方法
海南病院施設整備補助金	地域住民の二次病院としての役割を持つ施設の運営の助長を図るため	海南病院の施設整備に要する費用	海南病院及び5市町村の間で別に締結する協定に基づく補助率	補助事業完了後
海南病院救命救急	地域住民の救命救急センターと	海南病院の救命救急センター運営費に要する費用	海南病院及び5市町村の間	補助事業完了後

センター 運営費補 助金	しての役割をも つ施設の運営費 を支援するため		で別に定める 額	
飛島村健 康づくり 食生活改 善協議会 補助金	食生活改善事業 に関するボラン ティア活動の資 金の向上を図るた め	飛島村健康づくり食生活改善 協議会の行う食生活改善に係 る事業に要する経費のうち、 人件費を除いたすべての経費	補助対象経費 の4分の3以 内の額又は12 万円のいずれ か低い方の額	補助事業完 了後
飛島村シ ーラント 予防処置 費補助金	6歳臼歯（第一 大臼歯）の萌出 環境改善に要す る経費を補助す るため	村内に住所を有する児童のう ち、歯科医師が必要と認めた シーラント予防処置にかかる 経費（1歯につき1回を限度 とする。）	児童の年齢及 び処置に要し た実費に応じ て、1歯あた り次の各号に 掲げる額  (1) 6歳 未満 ① 実費 3,230円 以上の場 合は、 2,730円 ② 実費 3,230円 未満の場 合は、実 費から 500円を 控除した 額	補助事業完 了後

			<p>(2) 6歳以上</p> <p>① 実費 2,420円 以上の場合は、 1,920円</p> <p>② 実費 2,420円 未満の場合は、実費から 500円を 控除した額</p>	
飛島村住宅用太陽光発電施設設置補助金	住宅用地球温暖化対策設備の設置費用の一部を補助することにより、循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化の防止に寄与するため	<p>村内に住所を有する者（住民基本台帳に記録されている者、又は自己の居住を主たる目的として、村内に住宅を新築又は増改築する者）が、次に掲げる住宅用地球温暖化対策設備を設置した場合において1世帯につき1回に限り補助をする。</p> <p>(1) 住宅用太陽光発電施設 財団法人電気安全環境研究所の認証を受けた太陽電池モジュールを使用したシステム（未使用品に限る。）</p>	<p>左記住宅用地球温暖化対策設備における補助率は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住宅用太陽光発電施設システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値</p> <p>(単位はキロ</p>	補助事業完了後

		<p>で、低圧配電線と逆潮流有り りて連系し、かつ、太陽電池 池の最大出力（当該施設を 構成する太陽電池モジュール の公称最大出力の合計値 （小数点以下3けたを四捨 五入）とする。以下同じ。） が1キロワット以上10キロ ワット未満のものをいう。 （単体補助は2022年度まで とする。）</p> <p>（2）家庭用エネルギー管理 システム（HEMS） 家庭での電力使用量等を 自動で実測し、エネルギー の「見える化」を図るとと もに、機器の電力使用量等 を調整する制御機能を有す るもの（愛知県住宅用地球 温暖化対策設備導入促進費 補助金交付要綱（以下「県 補助金交付要綱」という。） に基づき交付対象として指 定されたものに限る。）</p> <p>（3）定置用リチウムイオン 蓄電システム リチウムイオン蓄電池部 （リチウムイオンの酸化及 び還元で電氣的にエネルギ</p>	<p>ワットとし、 小数点以下第 3位を四捨五 入する。出力 4キロワット を超えるシス テムにあって は最大出力に 替えて4キロ ワットとす る。）に</p> <p>100,000円を 乗じて得た額</p> <p>（2）家庭用 エネルギー管 理システム （HEMS） 1基につき 40,000円（上 限40,000円）</p> <p>（3）定置用 リチウムイオ ン蓄電システ ム 1基につき 160,000円（上 限160,000円）</p> <p>（4）一体的 導入</p>	
--	--	--	---	--

		<p>一を供給する蓄電池をい う。)及びインバータ等の 電力変換装置を備え、再生 可能エネルギーにより発電 した電力又は夜間電力を繰 り返し蓄え、停電時や電力 需要ピーク時等に、必要に 応じて電気を活用すること ができるもの(県補助金交 付要綱に基づき交付対象と して指定されたものに限 る。)</p> <p>(4) 一体的導入</p> <p>(1)、(2)及び(3) に規定する設備を一体的に 導入するもの。</p> <p>(5) 家庭用燃料電池システ ム</p> <p>燃料電池ユニット、貯湯 ユニット等から構成され、 都市ガス、LPガス等から 燃料となる水素を取り出し て空気中の酸素と反応させ て発電し、発電時の排熱を 給湯等に利用できるもの (県補助金交付要綱に基づ き交付対象として指定され たものに限る。)</p>	<p>上記(1)、 (2)及び (3)に掲げ る設備毎に算 出した補助金 額の合計額に 50,000円を加 算した額(上 限、650,000 円。)</p> <p>(5) 家庭用 燃料電池シス テム</p> <p>1基につき 150,000円(上 限150,000円)</p>	
飛島村犬	飼い犬又は飼い	1 村内で犬猫を飼養してい	定額	補助事業完

猫の避妊等手術費補助金	猫の避妊若しくは去勢手術に要する経費の一部を補助することで、捨て犬及び捨て猫を防止するため	る者が、その飼い犬又は飼い猫の避妊若しくは去勢手術を実施した場合に要する経費（申請は手術をした年度の末日までにしなければならない。） 2 補助対象となる者は、本村において、登録がなされた飼い犬等（猫にあっては、飼養している飼い猫とする。）を飼養している者とする。	(1) 避妊手術（メス） ア 犬1匹につき 3,000円 イ 猫1匹につき 2,500円 (2) 去勢手術（オス） ア 犬1匹につき 2,500円 イ 猫1匹につき 2,000円	了後
-------------	---	--	--	----

別表第2（第3条関係）

補助金の名称	規則第5条に係る提出書類	規則第8条に係る提出書類	規則第11条に係る提出書類	規則第12条に係る提出書類
海南病院施設整備補助金	村長が必要と認められた書類	1 補助事業の変更計画書 2 補助事業の収支予算書 3 村長が必要と認めた書類		1 補助事業の裏付けとなった関係書類 2 補助金交付決定通知書の写し（原本証明したもの）
海南病院救命救急	村長が必要と認められた書類	1 補助事業の変更計画書		1 補助事業の裏付けとなった関

センター 運営費補 助金		2 補助事業の 収支予算書 3 村長が必要 と認めた書類		係書類 2 補助金交付決 定通知書の写し (原本証明した もの)
飛島村健 康づくり 食生活改 善協議会 補助金	1 前年度の決算 書 2 当該年度の子 算書 3 村長が必要と 認めた書類	1 補助事業の 変更計画書 2 補助事業の 収支予算書 3 村長が必要 と認めた書類		1 補助事業の裏 付けとなった関 係書類 2 補助金交付決 定通知書の写し (原本証明した もの)
飛島村シ ーラント 予防処置 費補助金	村長が必要と認め た書類	1 補助事業の 変更計画書 2 補助事業の 収支予算書 3 村長が必要 と認めた書類		1 補助事業の裏 付けとなった関 係書類(村が指定 した領収書兼証 明書)等 2 補助金交付決 定通知書の写し (原本証明した もの)
飛島村住 宅用太陽 光発電施 設設置補 助金	1 設置工事に係 る契約書の写し 2 設置予定場所 の案内図及びカ ラー写真(住宅用 太陽光発電施設 については、太陽 電池モジュール	1 補助事業の 変更計画書 2 補助事業の 収支予算書 3 補助事業の 実施設計書 4 村長が必要 と認めた書類		1 補助金交付決 定通知書の写し (原本証明した もの) 2 施工の状況を 記録した写真 3 装置の設置に 要した費用の領

	<p>の設置図)</p> <p>3 建物又は土地を借りている場合は、貸主の承諾書</p> <p>4 村長が必要と認めた書類</p>			<p>収書の写し</p> <p>4 電力事業者からの太陽光契約に関するお知らせの写し（住宅用太陽光発電施設に限る。）</p> <p>5 竣工検査記録書の写し</p> <p>6 保証書の写し</p> <p>7 村長が必要と認めた書類</p>
飛島村犬猫の避妊等手術費補助金	<p>1 受給資格調書</p> <p>2 領収書の原本</p> <p>3 村長が必要と認めた書類</p>			<p>補助金交付決定及び額の確定通知書の写し（原本証明したもの）</p>

備考 飛島村犬猫の避妊手術費補助金の交付決定については、規則第14条第1項第2号の規定により補助金の交付の決定とあわせ補助金の額を確定するものとする。